

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県東部農林振興事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級及び四級基準点測量）
- 二 測量の地域 山辺郡山添村岩屋
- 三 測量の期間 平成二十七年二月十六日から同年三月二十日まで